



平 和 隆
● 美唄歯科医師会

歯科医の品格を守る改定考



明けましておめでとうございます。新年を迎えるにあたり、今年4月に行われるであろう保険点数の改定について少し考えてみました。厚労省が公表した医療費の動向において、18年度歯科医療費は17年度と比較すると約700億円の減額であった。その結果、総医療費に占める歯科医療費の比率は17年度の8%から7.7%にダウンした。今回の医科・歯科の診療費の総減額は1200億円であり、総医療費のわずか8%にも満たない歯科が全体の減額分の約6割を負担したことになった』この数字はどう見るべきなのでしょう。この話を異業種の友人に話した所、「下げてもまだ歯科医院は増え続けているようだし、銀行への返済ができるのなら今まで歯科の医療費が多すぎたってことなの?」という、思ってもいなかつた答えが返ってきました。立場が違うと見方がまるで違うのをあらためて感じました(歯科の実情を世間に告知する場合に方法を間違えると、こちらが考えているものと全く逆のものになってしまう可能性がありそうです)。これが全ての世間の考え方を反映しているとは思いませんが、いまだに歯科は潤っていると思われがちなのは事実です。実情を分かっているのは銀行くらいでしょうか。

しかし、実際は人件費や経費などをできるだけ抑えて、何とかやっているという所が多いのではないのでしょうか。しかも経営だけでなく、家族を養い生活もして行かなければなりません。『衣食足りて礼節を知る』ではありませんが、このままでは歯科はどうなっていくのだろうと考えていた折、石井みどり議員の参院厚労委での質疑を読んで多少安堵している所もありますが、もう少し予防や他の保険に組み入れられていない治療法などについても強く言ってほしいところでした。舛添大臣にも期待するところです。

また混合診療についても先日東京地裁で違法という判決が出ました。今後どうなって行くのかは分かりませんが、国の「医療の平等を保障する必要性や解禁すれば患者の負担が増大する恐れがあり合理的」という指摘に対して「今回の訴訟の問題は、いかなる法的根拠によって、自由診療と併用すると保険適用診療の受給もできなくなると解釈できるのかの点」と判断しました。

現在患者さんが医院を訪れカリエスなどの病名などがなければ予防どころか本来何もできない。しかしインターネットなどを見るとHPに「当院は予防に力を入れ…」という文言が入っているのがどれだけ多い事か…。またドラッグストアでも口腔関係のコーナーが大きくとられており国民の関心の高さが伺えます。

一律公的保険の3割負担というものに国のいう医療の公平性があるものかどうかは私には言えませんが、住んでいる所や収入によっては公平さに疑問もあります。

またこの4月に保険の改定があるのでしょうが、いつも突然であり時間の余裕もなく始まります。しかも保険制度の改定にはあまり一貫性を感じません。短期で変更しなければならないこともあるのでしあうが、もうそろそろ中長期的にも変更を考えてもよいのではないか。

以上のことを踏まえて、例えば道歯会通信11月号の会長レポートにあるように、まず予防を保険に導入するのはどうでしょうか。これは疾患の発生を減少させることで医療費は下がるといわれています。導入当初は既存の制度に新たに加わる事で医療費が上がる可能性がありますが、その後もし減少が見られるようであれば、その時にこの治療法を入れようとか、この特殊な治療に関しては3割負担ではなく違う負担率にしますとかでも良いのではないでしょうか。それにより国民の望む歯科医学の進歩による高品質な医療を提供する事ができます。しかもトータルでの歯科医療費の低下による医院収入を避けることができます。

以前、ある診療所で旅行中の外国人の患者さんがクリーニングの予約を入れていました。その方の国で入っている保険(民間の保険だと思いますが)では年に何回かのクリーニングが義務付けられているそうです。色々な難しさはあると思いますが、このような制度により、その後の発生した疾患の自己負担率を下げるということも可能ではないでしょうか。

国民の望む医療を提供するためには、歯科医師が研鑽を積まなければなりませんし器材も必要になります。必要なコストのためには、収入を上げなければなりません。

これを書きながら若い頃先輩に言われた「補綴物のマージンは歯医者の良心だ」を思い出しました。今風の言葉で言えば歯科医の品格の一つと言えるのではないでしょうか。患者さんには分からぬところは捨ててもいいというところまで、歯科医療を崩壊させないでほしいものです。是非品格を守っていける改定を望みます。